

令和8年2月定例会 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会の概要

日時 令和8年3月9日（月） 開会 午前 9時59分
閉会 午後 0時43分

場所 第3委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長
逢澤圭一郎副委員長
渡辺聡一郎委員、木下博信委員、美田宗亮委員、松澤正委員、荒木裕介委員、
小島信昭委員、細川威委員、町田皇介委員、橋詰昌児委員、蒲生徳明委員、
松坂喜浩委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [下水道局]
北田健夫下水道事業管理者、吉田薫下水道局長、西村憲一下水道局副参事、
豊野和美下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長、
藤原直樹下水道事業課管路対策幹

[危機管理防災部]
黒澤努危機管理課長

[県土整備部]
吉岡一成道路環境課長

会議に付した事件

復旧工事の進捗状況
抜本的対策について
八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会
事故から得られた課題・教訓を踏まえて
財源について
補償の実施状況
住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応

その他

- ・「災害級の事故発生時の対応経費について特別交付税措置を求める意見書」及び「社会資本施設に起因する事故発生時における経済的損失等の補償制度の構築を求める意見書」を委員会として提出することとした。

松澤委員

初めに、八潮市道路陥没事故に対しての工事復旧補償等に係る経費を知事並びに執行部においては、当委員会での提案や県議会での総意、さらには市町村要望にも対応され、下水道利用者の受益者負担とはせず、実質的な県の全面負担とされたことに感謝申し上げる。今後とも、県民や住民に寄り添い、皆様方により一層の理解を頂くよう、議会と執行部がともに全力で連携させていただきたいと思うので、よろしくお願いします。それでは、資料5の財源についてお尋ねする。

- 1 これまでの総事業費が306億円で、その内訳が国庫補助金120億円、一般財源が0.9億円、企業債が185.1億円となっている。この企業債のうち、国から地方交付税措置額として112.1億円が配分されるとのことだが、それも県の負担は、利息を含めて約117.6億円で、下の事業費の総額の約4割が県の負担となり、これではまだまだ納得のいく負担割合ではない。何度も伝えるが、この下水道事業は国が推進してきた事業であり、国が財源の責任を、県は現場の責任を負うことが妥当であると考えている。だからこそ、国はより財源の捻出をしていただくよう最大限の努力、配慮をしていただきたいと思っているが、県の対応をお尋ねする。
- 2 地方交付税の中には特別地方交付税制度もあるが、この項目の中に、災害ともいえるような事故により生じた特別な財政需要に対して、新たに追加するなど、更なる財政措置を国に求める必要があると思うが、県の見解をお聞かせいただきたい。
- 3 306億円のうち、受益者負担を4.3億円に抑えたことに関しても、改めて尽力いただいたことに感謝申し上げます。あくまでもこの4.3億円は新たな下水道管の整備、先行投資による経費であるということだが、この4.3億円の市町村の予定される経費があったら、お示しいただきたい。
- 4 その説明や市町との協議が行われると思うが、いつ頃から始めるのを想定しているのか、さらには県民の皆様への周知と理解を頂くためにどのように進めるかをお尋ねする。

下水道管理課長

- 1 国に財源を求めるべきということで、その財源を捻出する対応についてという質問だったかと思う。今回のような事故の復旧には、関係する地方公共団体の負担が多いため、国による財政支援が必要だと考えている。このため、財政措置などにより、地方公共団体や住民負担の軽減を図るよう、昨年2月以降、国に要望をした。昨年11月には、知事が片山財務大臣に直接お会いし、陥没箇所復旧の財政支援に加え、二条化などによる抜本的な対策に向けた国からの技術的支援、また、財政的支援、さらに多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など、下水道施設の更新費用に係る負担の在り方について、国民的な議論を通じて、見直すとともに、早急な対応が必要とされた箇所については、国の責任で財政措置を行うことなどについて要望した。財政支援については、今後も引き続き、あらゆる機会を通じて、国に対して要望してまいる。
- 2 特別交付税など更なる財政措置についての見解をという質問だったかと思う。ただ今の答弁と重複する部分が多くなるが、今回のような事故の復旧には、本当に国による財政支援が必要だと考えているので、昨年度事故が起きてから、国に様々な要望してまいったが、今後も引き続き、財政支援は様々な形あると思うので、あらゆる機会を通じて要望を続けてまいりたいというふうに思う。

- 3 受益者負担を予定されている4.3億円について、流域の市町がどういう形で負担をするのかというところについてであるが、下水道施設の改築や更新費用のうち、国庫補助金や工事負担金、これは市町からいただくものだが、それから企業債元利償還金のうち地方交付税で措置される部分を除いた額は、維持管理負担金の算定対象としている。同様に、流域市町に御負担いただく今回の受益者負担となる4.3億円、新しい下水道管など流域の皆様が使用する下水道施設整備の財源となる企業債の元利償還金のうち、地方交付税措置を除いた総額4.3億円になり、これは20年間の水量で按分すると、1立米当たり0.12円という規模になるが、これも、維持管理負担金の算定対象として維持管理負担金に転嫁され、各市町には処理水量に応じてお支払いいただくことになる。そこで、この流域市町に負担いただく4.3億円を、令和6年度の処理水量の按分で試算をすると、企業債の償還期間である20年間で最も負担が大きいのは、越谷市で約8,300万円、最も少ないのは松伏町で500万円を、20年間総額として御負担をいただく見込みである。
- 4 市町への説明はいつ頃始めるのかという質問だったかと思う。下水道施設の改築や更新費用のうち、国庫補助金や、工事負担金、企業債元利償還金のうち、地方交付税で措置される部分を除いた額は、維持管理負担金の算定の対象となる。これと同様に、流域市町に負担いただく新しい下水道管など流域の皆様が使用する下水道施設整備の財源となる企業債の元利償還金のうち、地方交付税措置される額を除いた額、これが20年間で総額4.3億円になるが、こちらも維持管理負担金の算定対象となる。現在の中川流域の維持管理負担金は、令和7年1月に結んだ覚書で、令和7年度から令和11年度末まで、1立米当たり43円という単価を適用することとしている。このため、陥没箇所を整備をした新しい下水道管などのための企業債の元利償還金については、現行の単価にすぐ加算するのではなく、これ以外の改築更新費用の企業債元利償還金分も含め、次期改定単価の算定対象とさせていただくことになる。現行の覚書では、次期負担金単価の協議開始時期は令和10年7月と定めているが、復旧費用の総額として、令和8年当初予算までに306億円を見込んでいること。この財源内訳、流域市町には、企業債の元利償還金のうち4.3億円を負担いただきたいことなどは、既に流域の15市町には説明をしている。今後も、復旧工事などの進捗状況に応じて、適宜説明をしてまいりたいと思っている。また、流域の市町には、かわら版の発行に合わせて、オンラインの説明会も開催しておりますので、引き続き、適宜情報共有をしながら、市町の意見も伺ってまいりたいと思っている。最後に、県民への周知、理解にどう取り組むかということである。これまでは、県から説明をしているのは流域市町であるが、その先、実際に負担を頂くことになる県民の皆様への周知、また、理解を求めることは非常に大切だと考えているので、県民の皆様にとって分かりやすい情報発信に取り組んでまいりたいと思っている。

松澤委員

最後の受益者負担のところで、現在は、令和7年から11年までは現行の料金でいくと。そして、覚書が11年ということであるから、それが過ぎないと今回の4.3億円に対しては、追加できないということであるが、それからもう既に、15市町の方には、説明等も行っているということであるが、その際にどんな意見が出ているのか、その辺があれば、お聞かせいただければと思う。

下水道管理課長

現行単価、令和11年度末まで適用していることなので、そこまで4.3億円追加できないのかという質問についてだが、覚書では、著しい事情変更があったときには誠実に協議をするという項目があるが、一方で、維持管理負担金の単価は、各市町の公共下水道の経営に相当程度の影響があることから、現時点ではこの受益者負担分4.3億円については、次期単価から算定の対象にしたいというふうに考えている。それから、15市町、流域市町に説明をしたときの市町の意見であるが、確認の質問は、幾つかあったけれども、おおむね市町の方は了解をしていただけたのではないかとというふうに認識をしている。

松澤委員

15市町という数字が出ているが、流域はもう少し多かったのではないかと。確か21か22があったと思うが、確認させていただきたい。

下水道管理課長

中川流域で下水道処理をしている市町は、全部で15である。

美田委員

- 1 制度面の質問をさせていただきたいと思う。まず初めに、これまでの丁寧な対応を頂いていることに、私からも感謝を申し上げる。一方で、その他の補償の補償申込書にある承諾事項の記載に関して、住民の誤解を招いていることについて、いまだに不信感があることは、県も我々委員会もしっかりと認識した上で議論をすべきであると考えている。また、県と市が連携して、補償や見舞金を支給していることを、国は把握していなかった。下水の敷設は国策で行われてきた経緯もあることから、我々地方自治体の取組に一層の協力を頂きたいと思っている。具体的に申すと、県から周辺住民や企業に補償が支払われるまで相当の時間を要した。これは、国にこうした事態に対応する制度がなかったことも一因と考えている。被災者や企業が速やかに一時金や補償金を受けられないと、生活再建や企業経営に大きな影響を及ぼす。国に対して、新たな支援の制度や枠組み構築を今一度、働き掛けるべきと考えるが、県の見解をお聞かせいただきたい。
- 2 公認心理師による個別相談についてだが、相談時間に行くのが難しい方も当然いらっしゃる。そこで、個人で病院に行き、個別相談をされた方々には、アフターフォローが必要と考えるが、県の見解をお聞かせいただきたい。

下水道局副参事

- 1 国としての新たな支援の制度の枠組みについての考えであるが、県では、工事用地として土地使用をさせていただいている事業者に対しては、2月から順次、補償交渉を行い、既存の補償制度に基づき、早いところで4月に第1回目の補償金の支払を行うなど、できる限りの対応をさせていただいている。また、周辺住民や事業者に対する補償について、騒音、振動に加え臭気など、これまで経験のない事象への対応に当たって、補償基準がないなどのことから、補償内容を示すまで、時間を要していたが、可能な限り早期の対応に努めてまいった。国としての新たな支援の制度や枠組み構築については大変、有効であると考えている。県としては、既存の枠組みをうまく活用し、住民等に寄り添った早期の補償対応ができるように努めてまいりたいと思う。
- 2 公認心理師による個別相談会についてである。心理師による個別相談会については、お勤めをしている方もおられると思い、1月と2月にそれぞれ平日に1日、土曜日に1日の2日間ずつ、計4日間設定させていただいた。個別相談会を利用できずに、個人で

病院に行かれた方々に対しては、病院の医師が発行する診断書により因果関係が明らかであれば、治療費や薬剤費、それから通院に要した費用等を補償すべきものと考えている。また、相談会を利用された方々に対しては、経過状況を確認しながら、適切な対応、アフターフォローをしていきたいと考えている。

美田委員

- 1 公認心理師の方は、よろしくお願いします。(意見)
- 2 前段の方であるが、私が伺ったのは国に対して、新たな制度の枠組み構築を働き掛けてもらいたいという質問をした。今のお答えを伺っていると、新しい制度は有効だけれども既存の制度でやっていくというような、お答えだったと思うので、働き掛けるべきと考えるが、見解をお聞かせいただきたい。

下水道局副参事

- 2 国としての新しい制度や枠組みの構築については、本当に有効だと思っている。県としては、そこまでに時間を要すると思うので、既存の枠組みをうまく活用して、住民等に寄り添った対応をしっかりとやっていきたいというふうに考えている。

美田委員

それは先ほどお答えいただいた内容と全く同じで、だから私としてみれば、新たな制度の枠組み構築を国に働き掛けてもらいたい。県は、働き掛けるべきと考えるのか、そうではないのかというところをお聞かせいただきたい。

下水道局長

どのように働き掛けたらいいのか、国の制度設計もあるので、働き掛け方についても、しっかりまず庁内で協議しなければならないと思う。やはり新しい制度をつくることについても、それについては時間がかかると思う。今回、より早期な対応ということであると指摘いただいたことに対しては、我々ができる既存の仕組みの中でやるということも、早期の対応につながるものだと思っている。

橋詰委員

- 1 資料2の抜本的対策についての中で、リダンダンシー、要は二重化をしていくという話であるが、要は、50年前と違って、今非常に地下を掘っていくということについてのリスクはすごく大きい。もちろんやらなくてくれということではなくて、非常に丁寧にやっていかないと推進のこともある、地下のこともあると思うので、環八かもしれない、外環のところには地域で陥没したとか、何かいろいろな工法、多分いろいろ検討されてやっている中で、陥没が起こったのだと思うので、非常に、ちょっと技術的にも難しいのかなというふうに思う。であるので、この辺について、まだしばらく、やっていくということもあるし、予算もお金も結構かかるのではないかなというのをすごく懸念をしていて、もちろんリダンダンシー、二重化は必要だと思うが、その辺について、今後、実際具体的に検討していく中で、その安全対策をしっかりとやっていく、お考えあると思うが、そのことについての御説明いただければと思う。
- 2 資料6の補償の実施状況の中で、今回営業補償の件で伺わせていただきたいと思う。このことについては、これまでも皆、様々質疑もあったと思うけれども、要は、補償の対象地域外ということで、この幹線道路の中で、道路沿いという形の言い方をされてい

るけれども、それ以外ということで、説明資料の中でも、ただし書規定というのか「なお上記以外の方については被害が生じている場合は個別の相談に応じます」ということでお答えを頂くというふうになっている。交通規制の範囲外の事業者に対して、これまで個別の相談に応じた案件が、全体でどれくらいあったのかを教えていただければと思う。また、個別に相談に応じる場合の具体的な手続、ここではウェブでとか、なかなかそういうのが日常相談できない、やはり仕事をしているので、できない難しいケースがあると思う。その場合の相談対応についてもお答えいただきたい。

下水道事業課長

- 1 安全性の確保といったところであるけれども、今回の事故の課題の一つとして、適切な間隔でのマンホール、点検用のマンホールの間隔が適切ではなかったというような課題もあったので、そうした課題も踏まえて、複線化するものについては、具体的なところを検討してまいりたいと考えている。その辺り、詳細については、工法を今検討中であるので、原因究明委員会での様々な指摘も踏まえて、検討したいということで考えている。また、膨大な費用がというような話があったが、そこについても重々認識しているところであるので、まずは中川流域中央幹線下流部で複線化を行うこととしているが、それを進めながら並行して、ほかの箇所についての必要性はしっかり検討してまいりたいということで考えている。

下水道局副参事

- 2 営業補償の対象範囲以外の事業者からの相談に応じた件数であるが、これまで17件である。次に、相談の具体的な手続、日中相談ができない方などに対する手続も含めてのことと思うが、相談の具体的な手続として、まずは電話相談窓口で相談いただく。相談内容等の詳しい内容を聞かせていただくため、事業所に我々の方で訪問させていただくか、または、現地の八潮新都市建設事務所内にある現地対策本部の補償担当の方にお越しいただいて、相談に応じているところである。日中の相談が難しい場合には、事前に相談いただければ、夜間、または土日の対応にも応じているところである。

橋詰委員

- 1 ほかの流域のことを聞こうと思ったが、やるということなので、そこを並行しながら進めていただければと思う。(意見)
- 2 補償内容の件で、対象外のところで17件あったということだが、実際に、ちょっと相談があったところで、少し離れた場所にある事業者で、今年に入ってから事故以前の売上げにだんだん戻ってきているそうだけれども、やはり事故当初から数か月は、2、3割落ち込んだ。また、道路封鎖のときに、出前はやっていないとお客が思い込んでしまっただけで出前が減ったこともあったと。また、昼はまだしも、夜の売上げが大きく減ったということで、そういうような声も頂いている。今後丁寧に対応するということが、実際、この方からは、事故後に電話で相談したら対象外と言われて、何かもうそこで切られちゃったというそういうお話を頂いている。その後、それもあったので何もしていないということになるので、やはり売上減など、そういう影響があったときは、個別で対応されているということであるが、もう一度、しっかり周知をしていく。特に、市役所に近いところで結構なお客もいらっしゃるという話もお伺いしているので、やはりもう一度しっかり周知をしていくべきだというふうに考える。もっと言えば、より積極的に相談に応じていくべきだと思うが、今後の対応についてお伺いする。

下水道局副参事

- 2 対象エリアの範囲外の事業者から電話相談を受けた場合であっても、相談された事業者の被害の状況をよく聞き取って対応しているところではあるが、例えば、かなり遠く離れた場所にある事業所に対しては、対象外だと伝えることはある。基本的には、事業所の位置だけで対象外だということをお答えはしていない。被害の状況は、事業者によって一つ一つ違うものと思っている。実際にどのような営業への支障が出ているかなど、丁寧に話を聞かせていただき、補償できるのかできないかを判断させていただいている。これまでも、個別の相談に応じることは周知しているが、今後も丁寧に相談ができる環境を整えていきたいと思っている。

町田委員

- 1 原因究明委員会の最終報告書について大きく2点伺う。2021年度の管内調査について、資料にもあるとおり、陥没箇所付近の映像は水しぶきなどで取得できなかった。再調査を試み、見るべきであったが県には映像が欠落した場合の対応に規定がなく、再調査を行われなかったということである。また、その映像が取得されなかった区間、陥没箇所について、通常以上の意識を払って検討すれば、腐食や損傷のリスクの高まりを推測できたとある。この文章は、報告書の百何ページの方には、前置きの部分があり、ちょっと読ませていただくが、「陥没箇所の管路について、過去の調査結果や防食工事の実績から硫化水素による腐食が懸念されることは認識されていたにもかかわらず、県は腐食のおそれの大きい箇所には選定せず通常の調査を行い、不具合を見つけられなかった。また、県が改善を進めるとしている点検調査が実施できない、点検困難箇所にも選定されていなかった。もし、点検困難箇所もしくは腐食のおそれの大きい箇所を選定し、通常以上の意識を払って検討すれば、腐食や損傷の高まりを推測できたと考えられる。」ということで、この未然防止のための対応ができたのではないかという、その可能性について言及されている。そこで伺うが、この2021年度の点検において、この映像が欠落した場合の対応の規定がなかったというところであるが、この原因究明委員会の指摘しているように、当時、過去の調査結果や防食工事の実績から、硫化水素による腐食が懸念されることは、県として認識をされていたのか。また、認識されていたのなら、なぜその腐食のおそれの大きい箇所、あるいは点検困難箇所に選定をされなかったのか、その理由をお聞かせいただきたい。
- 2 大きいくりで言うと、この報告書には、第三者の専門家による工学的な観点からの分析との提言であり、責任の所在を明らかにすることを目的としたものではないということである。一方で、報告書では、点検基準再調査のルール、リスク評価情報共有体制など、県の下水道管理に関わる課題も指摘をされている。そこで、この最終報告書を受けて、県行政の立場として、今回の事故をどのように総括をするのか。また報告書には、県に対する、様々な厳しい指摘もされているけれども、県の管理体制として反省すべき点はなかったのか、あったとすればどのように整理していくのか、その点について伺います。

下水道事業課長

- 1 2021年度の管内調査に関して、腐食のおそれが大きい箇所、また点検困難箇所として選定していなかったり、そういった腐食のおそれがあったのかという認識についてであるが、この中川流域下水道においては、下水道管路に硫化水素による腐食が認めら

れていることは、当時から認識はしていたところである。腐食対策としては、上流にある春日部中継ポンプ場から、薬剤投入による対策というもので硫化水素濃度を下げるといような取組も実施してきたところである。一方で、埼玉県において、腐食のおそれの大きい箇所として指定していなかったといったところについてであるが、腐食のおそれの大きい箇所については、圧送管の下流部や伏越しなどを指定しており、この箇所については、設計指針に基づき整備された一般的な考え方で整備されたものであるから、腐食のおそれの大きい箇所としては指定していなかったという現状である。また、点検困難箇所については、下水が常に満水となっていて、点検調査が実施できない、調査機器すら入れないような箇所を想定して、これまで指定してきたところであるので、この点検困難箇所にも該当しないということで判断してきたところである。他方、原因究明委員会の報告書においてこの腐食のおそれの大きい箇所であったりとか、点検困難箇所、この選定については見直すべきというようなことも提言いただいているところがあるので、今回の事故で得られた教訓課題を踏まえて、まずこれらの指定に関する定義を見直して、さらに指定・選定の見直しを行ってまいりたいということで考えているところである。

- 2 事故の総括や管理体制に関する反省点などについてといったところである。原因究明委員会の報告書においては、調査区間の一部について点検調査の映像が取得できていなかったにもかかわらず、調査区間全体を腐食のランクBとして評価していたことが課題として指摘されている。この背景としては、点検調査基準、情報共有や体制などに課題があったものと考えている。これを受けて、埼玉県としては、下水道の管理者としての責任を果たしていくとともに、再発防止に向けて手法や基準等の確立が必要であることを全国に発信して、国とともに課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えている。管理体制の反省点であるが、調査会社、また、埼玉県下水道公社、県の間における情報共有体制について、リスクコミュニケーションであったり、過去の調査結果や防食工事実績等の情報共有、役割分担の明確化などに課題があったとの指摘を頂いており、真摯に受け止めている。このような課題については、本日説明させていただいた共同研究なども踏まえて、しっかりと改善を図ってまいりたいということで考えている。

町田委員

総括の部分で、私も結構最終報告書を読ませていただいたけれども、結構厳しい県に対する指摘があって、それは、第三者の人がもちろんヒアリングとかやっている上で、作っているものだと思うが、行政の立場として、ちょっとニュアンスが違ったりという部分も全くないとは言いきれないと思う。その辺りで、やはりこの報告書を受けて、行政として、しっかり総括をしていくおつもりがあるのか、その辺がちょっとよく分からなかったので再度伺います。

下水道事業課長

原因究明委員会の報告書において、八潮市道路陥没事故を受けた提言ということで、今後対応すべき視点ということで、様々挙げられているところがあるので、この内容を踏まえて、県として速やかに実施していくことは何か、また全国的な課題であって国に発信していくものは何かなど、そういったものをしっかり総括して取り組んでまいりたいということで考えている。

渡辺委員

- 1 抜本的対策についてであるが、複線化の方針についてであるけれども、Ⅰ期が令和8年から11年でⅡ期が、令和9年から13年という整備計画となり、Ⅰ期工事も債務負担行為170億ということであるけれども、Ⅱ期を含めると複線化にかかる工事費用、これはどのくらいになると見込んでいるのか、お伺いする。
- 2 今般の事故は、事故から災害認定された案件であり、国策に沿って進めた社会資本施設に起因する災害事故であるというふうに考える。複線化の工事も、先行投資であるが、この災害事故を受けての複線化である。委員会としても、国に意見書にて交付率や国庫補助の増額を求めているけれども、県としても、国に対して求めていく考えか改めて確認をさせていただく。
- 3 臭気や振動の問題についてお伺いする。破損管の復旧やチュウ4マンホールの復旧、また、県道の仮復旧、この後は臭気の問題は、改善されてくるとは思われるが、臭気対策は本復旧まで、丁寧な対応と対策が必要と考える。その点について県の考えをお伺いする。蓋を閉めた後、県道の仮復旧の後の具体的な臭気対策は考えているのか、それと同様に、振動対策についてもお考えをお伺いする。
- 4 原因究明委員会の報告書では、県や下水道公社の担当者に実務経験や専門資格を持つ者が少なく、シールド構造に関する知識がベテラン職員の退職とともに失われていたということが書かれている。今般のこのいただいた審査資料からは、そうした人的課題への対策が十分読み取れないのだが、今後具体的にどのような体制で専門性を補填していくのか。

下水道事業課長

- 1 複線化の工事費についてであるが、Ⅰ期の工事費については、既設の中央幹線に並列するルート案として、複線化に係る工事費を試算した概算費用である。現在、マンホールの位置や工法等も再検討しており、今後費用を精査したいと考えているところである。他方Ⅱ期についてだが、現在、複線化ルートを検討中であるので、工事費の算出はできていないというような状況である。このため、恐縮ではあるが、全体の工事費も現在のところお示しできないというような状況である。先ほどの答弁と重複する部分もあるが、今回の事故の教訓を踏まえつつ、また、多額の費用を要するということも踏まえ、慎重な検討を引き続き行ってまいりたいということで考えている。
- 2 複線化に関する国に求めていくといったところであるが、複線化を進めるためには、非常に大きな工事費用を要するということなので、国庫補助事業の活用は予定しているということである。具体的には、令和8年度の新規事業として、国が創設する補助率2分の1の補助メニューである「下水道施設リダンダンシー強化事業」、これを要望し、活用してまいりたいということで考えている。引き続き、国に対して必要な財政支援の要望を続けてまいりたいと考えている。
- 4 原因究明委員会の報告書で御指摘された技術知識が職員に不足していたという点であるが、調査結果を精査する職員に技術知識が不足していたのではないかと、こちらについては課題であり、改善が必要ということで受け止めているところである。原因究明委員会の報告書の「今後対応すべき視点」で示されているが、適切な業務量を把握した上で、国と連携して必要な体制づくりや職員のスキルアップに努めたいと考えている。具体的には、1例として、専門機関が実施する下水道管理に係る研修を積極的に受講し、実践的な知識習得を図るなど、技術力の向上にも努めたいということで考えている。また、点検調査業務の報告書については、外部の専門家の調査を受ける仕組みということも検討していきたいと考えている。こうしたことを通じて、県の職員の技術力向

上にもつながっていくものと考えている。あわせて、本日の説明資料にもあった共同研究でAIによる画像分析など、技術開発、こういったところでの対応も進めてまいりたいということで考えている。また、こうした課題については、全国の自治体が抱える課題というところもあるので、引き続き、国などにも今回得られた教訓については共有して、国などとも連携して、課題解決を図っていきたいと考えている。

下水道事業課管路対策幹

- 3 臭気対策についてであるが、県道仮復旧後も下水への薬剤の投入を継続して実施するとともに、その後実施する工事の内容に応じて、消臭剤の散布や送風機による対策などを組み合わせて実施していく予定である。また、現場周辺のモニタリングや職員によるパトロールも継続して実施し、その結果を踏まえながら、できる限りの対策を実施し、丁寧な対応に努めてまいる。振動対策については、低振動型の建設機械を活用するとともに、施工方法や機材の設置等を工夫しながら、地域の皆様に迷惑をお掛けしないよう、できる限りの対策を実施してまいる。また、振動が想定される工事を行う際は、事前にお知らせするなど、住民の方が少しでも不安を感じないように努めてまいりたいと考えている。

渡辺委員

- 1 複線化の費用であるが、複線化の工事Ⅰ期、Ⅱ期も何か工事費用算出ができていないということであるが、令和8年度の予算見積り調書だと、Ⅰ期工事が約180億で、債務負担行為170億というふうに出ているけれども、その辺りちょっと認識が違っているのか、Ⅰ期の工事費用と、あとⅡ期が全く算出できないということであるけれども、大ざっぱな見積り、算定もできないのかどうかということをお伺いする。
- 2 複線化についても、国の下水道施設リダンダンシー補助を活用するという答弁だったが、特に市町や受益者に対して、費用負担が増えないように、最善を尽くしていただきたいと思うが、その覚悟がおりかどうかなのか。
- 3 下水道の管理の実務経験とか専門知識が失われているという点であるが、いろいろ職員のスキルアップとか業務量の把握という答弁があったけれども、具体的に調査報告書の方でも「調査会社の方は資格者がいたけど、県とか公社の方にはその当時（2021年）資格者がいなかった」というようなことが書かれていて、資格者を県や公社の方にも配置するとか、早急に進められる対策についてはどう考えているのか。

下水道事業課長

- 1 言葉足らずで申し訳なかったが、Ⅰ期工事については、約180億円とさせていただいている。先ほど、お答えさせていただいた内容については、今後、そういったルートの詳細な検討を進めていくに当たって前後する可能性があるという意味合いで、お答えさせていただいた次第である。
- 2 国の補助を活用するというところで、市町負担を減らす覚悟はあるかといったところであるが、市町の負担をできるだけ減らすように、県としてしっかり、引き続き、国に要望してまいりたいという気持ちは当然ながらあるところである。引き続き、国庫補助を得られるように、要望をしっかりしてまいりたいと思う。
- 3 有資格者を早急に配置できるのかといったところであるが、こういった管路の点検調査に特化した資格を有している職員というのは、なかなか県の中で見つけるというところは困難であるということではあるが、いただいた助言を踏まえて、どういう取組

をすることによって早急な対応をとれるか、しっかり検討してまいりたいと考えている。

蒲生委員

これまで執行部の方々が、全力で取り組まれてきたことについて心から敬意を表し、感謝を申し上げる。その上で、実は代表質問でも取り上げさせていただいたが、住民の皆様の声を直接聞きながら、その方だけではなく、少しより広くいろいろな方々とも聞いてきて、その辺りのことも踏まえた上で、この資料の6番7番に大体当たる内容だと思うので、その点についてお聞きしたいと思う。

- 1 補償制度の関係である。これはマスコミ報道もそうであるし、また、住民のアンケートでも新聞報道もあったけれども、この一律の補償の問題や、補償の内容についてなかなかその実態に合わないという声、また、被害が大きい住民ほどまだ申請をしていないという実態の話をされていた方もいたりして、住民までなかなか納得を頂いてないという現実があるような気がするが、この点については、より丁寧に住民の皆様の手を今からまたしっかりと聞いて、個別事情をしっかりと把握して柔軟に対応する、補償制度の見直しというところまでも、踏み込んでいくべきなのではないかなというふうに私は思っている。先ほどの橋詰委員はじめ、委員の質問に対する対応もあったが、例えば、対象外の方が、現実には相談があったのが17件あったという話であった。ここ実は重要で、この方にお話を、多分18件目になるかもしれない。この方にお話をお聞きしたのは、実は金曜日に話をお聞きして、それを橋詰委員が受け取って、そして今回質問をしたけれども、そのときには、その方は、何も知らせを受けていないので対象外と自分自身が思い込んでいてそういう対応したわけである。これから先、少し内容の変更があったり、対応の変更がある場合、また、様々な丁寧に、やはりそういう方々、経過も含めて説明をしていかないと、取り残されてしまう部分、知らないまま終わってしまう部分というのが現実には起こり得ると思うので、この点も含めてちょっとお願いをしたいというのが一つ目の補償についてである。
- 2 1軒1軒訪問するという話である。これは少し県と住民の方々の認識の差はないわけではないが、知事はただ50メートル圏内、1軒1軒訪問させていただいて、様々な意見を伺った上での対応ということで話をされた。今回アンケートを出された、中心となっている方は70メートルである。その周辺の方々も、50メートル以内でない方々も含めた上で様々な意見を持たれている。今日実はその方々が朝集まられて、50メートル以内の方も来られたのだが、その方の話によるとちょっとなかなか訪問していただけてないという声も出たりしているという、ここはちょっと、たまたまいなかったのか、いろいろな状況があると思うので、それには断言は一切しないけれども、そういう声も出るぐらいのところがあったので、少しこの50メートルというところをもう少し広げて、例えば、どれくらいの幅になるか分からないが全戸訪問的なもの、また定期的な意見交換会というものを制度化していった、復旧期間中、まだまだ工事続いていくわけだから、伴走支援を強化するということが必要ではないかなというふうに考えている。この地域の方々が、今行っていることは、新たなアンケートをとることと、知事に提案をする、知事はしっかり受け止めて対応するという話をさせていただいている。その方がゼンリンの地図に書いて、1軒1軒塗り潰しながら実は対応している。私はある面で、ここまで住民の方がしているのかという、逆にこちらが本当はしなくてはいけない部分があるから反省も含めて、伝えているが、そういうことも含めた上で、もう少し県側も、その方々の思いを受け止めて、50メートルと言わず、少し広げて様々な意見を聞く必要があるのではないかなというふうに考えるがこの点についてはいかがか。

- 3 硫化水素の値について、現場付近ではゼロという部分とかほとんど検出されなかったという話がもともとあった。住民の方の中では、屋外で最大7.9ppmとか、屋内でも0.7ppmとか、実際、県からいただいた測定器を持って、しっかり測ってその部分を県に届けたりもした。知事はこの間の答弁の中で、やはり皆様のしっかりした思いを受け止めるために、8軒の自宅の方に、これをお渡ししてというお話をさせていただいたが、この8軒でいいのかというところを個人的に思っていて、方角とか風向きとか時間とかでも全然違う部分があるわけである。ただ、これ今よりも昔はもっと、この数値はすごくあったわけで、そこがちょっと空白になってしまっている部分が現実あるのだが、そういう点も含めた上で、さらに丁寧に住民の方の対応というのもしっかりしていただいて、その数値も聞いていく必要があるのではないか。これはちょっと前のことから、もう変わっているかもしれない。つまり、その方々は個人の測定値というのをしっかり公表したいということで、県とやりとりをした。ただ、県は個人的に取られたことなので、これは公表できないというような対応だったようである。これは、確かにいろいろな様々な部分があり、その数字の取り方、またいろんな形で、県が公表できるかどうかということを、考えた上での発言だったと思うが、やはり、住民の方々にもどんどんデータを取っていただくとか、やはりしっかりしたデータを取るために、そういうふうな協力もいただいて、一緒になってやっていくということも考えていく必要があるのではないかなというふうに思うが、この点についてお聞きしたいと思う。
- 4 先ほどの橋詰委員の質問に対する対応もそうだったが、一応その方々が、この間の知事の答弁もお聞きして、お話をされていたことが一つあって、ここは非常に大切な考え方だと思ったのでこの際お伝えさせていただいて終わりたいと思うが、電話相談とか工事説明会とか、個別相談会とか様々な形で取り組んでいただいていると。私たちは、ただ生活は何も変わっていない部分が非常に大きくある。行政の説明の軸と住民の生活の軸が違うので、幾ら対応してきたと説明されても余り届かない。今回の陥没事故で生活がどんな影響があったのか、今回の事故で住民生活はどう変わったのか、それを調べる対応はどうされたのか、そんな対応が少しでもされていたら住民の受け止め方が変わっていたのかもしれないということで、様々、ほかにも、何か厳しい意見あるけども、この方々はただ、住民と行政をつなぐために、しっかりしたその辺りで空白になっていた部分なんかも、しっかり聞いていきたいと、過去を振り返って向き合うことは住民にとってかなりの負担になる作業だと。私たちの感情はそのうち消えてしまうと。でも、記録は残ると。大野知事とか、国に基づく材料として、しっかり行政に提案をしたいということもおっしゃられている部分があると思う。この辺りの住民の皆様の思いも受け止めて、今後の工事進むわけであるし、県として、より丁寧な住民の側に沿った、また、具体的に話していくという、待っているだけではなかなかやはり行けない方、もう落ち込んでしまっている方、様々いらっしゃるの、やはりちょっと自ら御用聞きのように伺うような体制ができないのか。例えば、民生委員とか、そういう方に協力していただくといろんな方法あると思う。そういうことも含めて考えていく、必要丁寧な対応を考えていく必要があると思うが、答弁をいただければと思う。

下水道局副参事

- 1 一律の補償については、実態とそぐわないところがあるのではないかとということで補償の見直しをすべきではというところをどう考えるかということだと思う。これについては、我々としては、今現在行っている補償の制度というのを見直すことは考えていない。ただ、周辺住民の方々が生活の中で、被害を受けていることというのは、いろいろ

御相談を受けながら、補償すべきかすべきではないか、それは追加で、いろいろ考えていかなければならないものと考えている。住民の方々から、よく話を聞きながら、丁寧な対応をしていきたいと考えている。

- 2 50メートル圏内の方に個別訪問をしたけれども、されていないというお声があったりだとか、もっと50メートルだけではなく、伴走型で個別訪問だとかも、声を聞き取っていったらどうかというところであるが、50メートル圏内の個別訪問は、確かにしてはいたけれども、留守であったりとか、もう来なくていいよとか、そういう、毎回話を聞きしてくださる方もおられたし、もう忙しいんだから用事があれば私の方から言うよという方もおられたので、それぞれの対応をさせていただき、より丁寧に対応はしてきたつもりである。ただ、確かに50メートル範囲外の方々については、個別の訪問はできておらず、電話相談だとか、直接相談を受ければ、まず訪問して確認をさせていただいて、できる、できないの対応については、判断させていただきながらやってきた。これからもより丁寧に住民の方々の声を聞きながら対応していきたいと思っている。
- 3 硫化水素濃度の関係であるけれども、屋内の硫化水素濃度測定を始めたのが、確かに住民の方々の要望にあって、その当時ちょっと測定器もなかなか手に入らないということもあり、8台が確保できたので、この8台について、うまく測れるように、それは方角、陥没地域からの距離に応じて、8軒を選ばせていただいて、了解いただいた住民の方々の家庭に、または事業所の事務所内だとかに置かせていただいて測定をさせていただいたところである。この辺は、住民の方々にも、大変理解、協力を頂いて助かっているところである。
- 4 住民側と行政側の軸が違うので、我々の方で一生懸命やっているという話をされても、受け止めがなかなかできないという意見があるので、より丁寧に対応していくためにも、御用聞きのような、各戸訪問をされたらどうかという質問だったと思う。我々の方も、相談があれば訪問をさせていただき、いろいろお話を伺いながら、対応しているところである。御用聞きのような対応がどこまでできるか分からないが、引き続き、丁寧に対応していきたいと思うので、御理解いただけたらと思う。

蒲生議員

丁寧な対応をよろしくお願いします。今の相談があればというようなお話があったけれども、その思いはよく分かるが、もう本当に大変な中やっていたいただいたことも、また、今の中でも、まだまだ人員が足りない部分もあると思うし、そのことも全部分かった上であえて言わせていただいているが、やはりできる限り、訪ねていくというか、やはりこちら側からアンケートをとったり、いろいろなやり方があると思うが、本当に様々な、今、県が行っている住民の声を聞いていく対応が、具体的にどのような効果が出るのか、どういう数字が出ているのかということをもう一度一つ一つ丁寧に把握していく必要が私はあると思っています。補償についても、家屋補償の部分が少なかったりとか、いろいろ現実にあったりする。そういうところを含めて、やはりもう少し能動的に、伴走型的にという部分をよく言われるけども、その辺りをしっかりと進めていくべきであるというふうに考えている。是非、そのような対応に少し変えていく部分も含めて、お願いをしたいというふうに思う。これはあえて、言わなくてもいいと思ったが、もう一つ例えを伝える。現実には住民の方々、ここまで時間がたってしまうので、当初の部分と大きく状況が変わっている。例えば、こんなことある。これは、実際に執行部の方も指摘を受けたので、私もここを県のせいだとか何だとかいう気は全くない。ただ、住民の方、こういうことで苦しんでいる。例えばこんなことがある。低濃度で健康被害はないというふうに専門家が発表され

た、知事もおっしゃられた。振動も含めて。そうすると、それまで病院に通っていた方々に対して、主治医の態度が急変して、硫化水素についてもう関係なくなったって言われた部分とか、小児ぜんそくのお子さんを持つ母親も、それまで丁寧だった医療の対応が急にかなり大変なショックを受けたとか、精神的な部分まで広がっていった部分があって、非常に悩まれたりした。現実の現場の生活をしている方々は、こんなことでも、いろいろな面で悩みながら今まで時間を、ここまで送ってきた生活をしているので、そういう立場に立って物事をちょっと考えていくというにしないと、なかなかやはり言ってきた方にはちょっと対応するけれどもという、そうではないことも分かっているよ。先ほど、個別にちゃんと回っていただいている部分はよく分かるだが、より伴走型の部分を前向きに進めていただきたいと思うがどうか。

下水道局副参事

周辺住民の方、また事業者の方々は大変長く工事も続いているし、生活環境の方も悪化をしている。そういう意味では、大変苦勞されているし、いろいろな負担、それから被害だとかも受けていると思う。我々は補償制度で幾つかメニューをつくって対応しているが、それではまだ足りない部分もあろうかと思う。引き続き、住民の方々の声を丁寧に聞き取って、できるものは補償していきたい。我々の方も、本当にここまで長く、工事も続いているし、生活の方もかなり、本当に厳しいかと思っているので、丁寧に対応していきたい。

伊藤委員

- 1 原因究明委員会の最終報告について伺う。2022年の2月の点検についてである。県は、国の法定点検より進んで、独自に硫化下水道前管路を5年に1回調査していた。この調査は、管路内を画像で撮影し、潜行目視又はテレビカメラ調査機器で確認するというものである。4年前の調査のときに、この問題の八潮の破損箇所はランクB、補修が必要な腐食は確認されずとの評価であった。そこで問題なのが、事故発生から、この最終報告書が出てくるまでに、陥没箇所は映像を確認していたと、私たちは説明されてきたということである。実際は、映像確認できていない箇所も含めて、ランクBと判断されていたということは大問題である。県が映像確認できなかった箇所があったと把握したのは、どの段階なのか。
- 2 昨年6月の一般質問で、当県議団は、シールド工法の点検調査についても、打音点検の必要性を提案した。そのとき、日本下水道協会指針にも、視覚調査を実施すると、打音による点検調査は必須とされていないと答弁されている。その視覚調査も安全には完全には行われていなかったということである。県の責任は重大ではないか。認識を伺う。
- 3 最終報告書によると、2022年12月改定の維持管理要領にスパンの一部に調査困難な箇所がある場合は、当該箇所を除いて調査を実施するとされているが、取得できなかった場合は、調査を実施しなくてもよいとも捉えられかねないというふうに報告書である。ここにも問題があったのではないかと、伺う。
- 4 点検困難箇所はほかにもあるのか、そして選定をしているのか、硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所はほかにもあるのか、そして選定しているのか、伺う。
- 5 処理場における沈砂重量について伺う。2015年から2019年の重量と比較すると、2020年から2024年の重量が増加をしている。これは想定内との判断であるが、異常ではなかったのか、説明をしていただきたい。
- 6 財源について伺う。受益者負担についてであるが、中川流域の自治体は、今年度、令和7年度から、1立米40円から43円へと負担金単価の上げが行われた。受益者負

担が4.3億円ということは、将来の負担増となる。先ほど20年間で、1立米0.12円という答弁もあったところである。この1年間やはり、他の委員からもあったとおりに、周辺住民の方、生活や営業が大変大きく変わってしまった。今後もこの工事や振動など5年間も続くと、そして、臭気の問題もまだまだ続く可能性が残っている。また、この負担金単価を引き上げることになるのか伺う。

下水道事業課長

- 1 当時使用していた調査機器については、位置情報が分からない浮流式の機器を流して調査をするというものであった。そのための映像未取得区間の把握には至っていなかったというところである。こうしたことから、原因究明委員会による管内部の流速を推測しての検証ということを受けて、県の方では、この未取得区間を把握したというところである。
- 2 調査方法の件であるが、国の基準においても、管の腐食についてはスパン単位で評価することとなっており、また、国の委員会の資料において「明確な診断を行うための点検の実施が難しい状況において、診断における取扱いが明確でなかった」とされていることから、この点については、全国的な課題であるということで認識している。そのため、このことだけを理由に県の責任が重大であるとまでは言えないのではないかと考えているところである。
- 3 県の維持管理要領のスパンの一部に調査困難な箇所がある場合の取扱いについての記載についてであるが、おっしゃった規定については、2021年度の調査よりも後に追加されたものである。意味合いとして、スパンの一部に調査困難な箇所があっても見える箇所はしっかり調査していただくというような意味合いで、この規定については追記したものである。ただし、誤解を招く表現であるので、今後、改善が必要ということで考えている次第である。
- 4 点検困難箇所がほかにもあるのか選定しているのかといったところであるが、人が入って潜行目視による調査ができないところであり、かつ、調査機器を用いた調査もできないような箇所は選定をしている。ただし、今後は、調査機器が通ったとしても、今回のように映像未取得区間であれば点検困難箇所として選定するように、そういった定義とか選定については改めてまいりたいということで考えている。腐食のおそれの大きい箇所については、こちら先ほどもお答えさせていただいたところと重複するが、圧送管とか伏越しで選定している箇所がある。陥没箇所の下水道管については、設計指針に基づいて一般的な考え方のもと整備されたというところもあり、選定していなかったというところであるが、今回の原因究明委員会の報告書を踏まえて、今後選定の見直しが必要であるということで考えている。映像が欠落した場合の報告の規定についてであるが、調査結果に映像未取得が明記されるように、維持管理要領の改訂などを検討しているところである。できるだけ早く改善を図りたいと思っている。
- 5 処理場における沈砂重量の件である。原因究明委員会の報告書においては、指摘のとおりに、長期的に見ると2015年から2019年の5年間、2020年から2024年の5年間を比較すると増加をしているというような指摘があったということで認識している。一方、処理場における沈砂重量は、管きよの清掃や台風による沈砂重量の増加を除くと、事故前日まで大きな変化が見られなかったということで、短期的に見ると、こうした異常を発見するのは難しかったというような指摘があったものと承知している。また、原因究明委員会の報告書において、こういった沈砂重量のところに関しては、今後は、沈砂重量の変化と空洞の成長との相関を明らかにすることにより、空洞の前兆

をとらえられるようになる可能性があるということで、可能性として記載されているところであるので、今後はそういったことの必要性について、しっかり国に言及していく必要があると思うし、そうした検知技術が開発されたら、県としても積極的な導入を図っていく必要があると考えている。

下水道管理課長

6 委員指摘のとおり、中川流域の維持管理負担金は、今年度1立米40円から43円へ改定をした。この維持管理負担金は、5年ごとに見直しをしており、その単価算定の考え方であるが、まず、向こう5年間の維持管理費と、それから施設の改築更新のために発行した企業債の元利償還金の市町負担分を足し合わせて、そこから負担金以外の収入、例えば、高度処理に要する費用の繰入金など負担金以外の収入と、それから流域によって累積黒字や累積赤字があるので、累積黒字又は累積赤字を加減した額を分子にして、処理水量の見込みで割って1円未満を切り上げて単価を算定している。であるので、今回、受益者負担をお願いしている4.3億円については、20年償還の企業債の元利償還金の見込額のうち、市町に負担していただくものになるので、通常の改築や更新事業のために発行した企業債の元利償還金と合わせて維持管理負担金の算定対象に含めていくことになる。この20年間で流域市町に負担いただく4.3億円については、次期負担金単価を算定するときに上昇要因にはなるが、このほか、維持管理負担金の算定には、労務単価やエネルギー価格などの物価の影響も大きく、また、分母としては、処理水量の見込みで割って単価を出すということから、今後の処理水量の推移や見込みも単価算定に影響するので、受益者負担を頂く4.3億円、これだけを切り分けて次期単価段階の影響を見込むことは、現時点では難しいと思っている。上昇要因にはなるけれども、そこが直ちに負担金の引上げになるかどうか現時点では難しい状況である。

伊藤委員

受益者負担について、5年先のことであるから、もちろん負担金がどのくらいになるのか分からないというふうに思うが、確実にやはり、今回の段階でも受益者負担が4億3,000万円かかる。この先、リダンダンシーも進んでいくというところでは、やはり各市町への負担金というのは引き上がることしか考えられないというふうに思うが、今回のこの4.3億円についても、各市町には意見を聞いているということだが、今の段階で市町が何も意見を言うことができなくても市町にとってはやはり負担金は引き上げてほしくないというのが意見だというふうに思う。それを真摯に聞いていただいて、国に求めるべきものはもちろん、私どもも国に求めるべきだというふうに思うが、やはり特段にこの中川流域の皆さんには、先ほども申し上げたとおり、この2年間多大なる心身の問題にも、生活についても支障が出たわけだから、そこを踏まえての受益者負担というのを、県としても考えるべきだと思うが、いかがか。

下水道管理課長

そういった負担を踏まえての受益者負担ということかと思うけれども、今回流域市町に負担いただく4.3億円については、今後も流域市町の方がお使いになるものではあるが、確かに、負担の増加要因になることは、そのとおりだと思っているので、流域下水道の運営全般に当たり、これまで以上に効率的に的確な運営をして、できる限り市町の皆様の負担、影響がないように努めてまいりたい。

木下委員

- 1 原因究明委員会の最終報告に関してだが、結果として中間取りまとめと変わらず、自己の責任の所在は言及できないとされていると思う。内容を見ると、原因の所在をはっきりさせることが難しいことは十分に想像できる。しかしながら、我々としては、国策で進めてきた事業である以上、財源の責任はやはりこれ国が負うべきであり、陥没事故が県道であることから現場の責任は県を持つということが妥当だとの見解できているが、この見解について異論がないか伺う。
- 2 調査等の検証について3点伺う。2021年の画像と2025年の画像を見比べると、画像の鮮明度が全然違うが、管きよ内の撮影技術が2021年では確立されていなかったからというふうに理解してよいか。また、報告書では、本県は他の調査機器を用いるなどして再調査を試みるべきであったとあるが、再調査をしなかったのは、技術的な問題だったのか、それとも規定がなかったからなのか。その理由をお聞かせいただきたい。
- 3 他県では再調査規定もあると聞いているが、管きよの大小だとか、構造の違いもあると思う。他県が行う調査手法と、技術的には差異はあるのかないのか、また、再調査できるような環境であれば、埼玉県においても再調査は可能だったのか、確認させていただきたい。
- 4 不可視の状況であれば、ランクAの評価と仮定し、国に報告した上で、国に再調査依頼等のよりハイレベルな対応を求める必要があったとも思われるが、これについてどう考えるのか、見解を伺う。

下水道事業課長

- 1 まずもって県の責任に関しては、おっしゃるとおり、昨年9月の中間取りまとめにおいて「今回の道路陥没は埼玉県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると考えられる」と、この点については変わっていなかったというところであるので、下水道の管理者としての責任はあると考えている。責任の所在について、原因究明委員会の報告書では言及されていないけれども、おっしゃるとおり、下水道整備を国策で進めていたことを鑑み、再発防止のための改善点が数多くあること、また財源確保について、しっかり国に伝えてまいりたいということで考えている。
- 2 原因究明委員会の報告書において、2021年度の調査当時は飛行式ドローンによる調査は一般的ではなかったとされており、2021年度の当時、2025年2月のときのような映像取得を行うための技術は確立していなかったものと考えている。また、「当時の技術では、当該調査区間のより鮮明な映像を得ることが可能であったとは言えないと考えられる」とされていることから、再調査をしても、鮮明な映像を取得することはできなかったかもしれないが、再調査を徹底するという基準がなかったのも事実である。このような基準がなかったことに加え、映像未取得区間を含むマンホール管全体をランクBと評価していた。すなわち未取得という扱いになっていなかったということも、再調査を実施していなかった要因であると考えているので、今後はこうしたことがないように、基準類の改善をしっかりと図ってまいりたいということで考えている。
- 3 他の都道府県に対して、調査ができなかった区間の対処方法を要領や仕様書などで記載しているか、県の方で確認したところ、大半が記載していないというような回答であった。調査手法に関しては、原因究明委員会の報告書において、「当時としては、光量・画素ともに一般的な性能を有していた」とされていることから、ほかの都道府県と技術的な差異はないものと考えている。また、報告書においては、「当時の技術では当該調

査区間のより鮮明な映像を得ることが可能であったとは言えないと考えられる」とされていることから、再調査を実施すれば映像が取得できたとも言えないものということと考えている。

- 4 国に対して、ハイレベルの対応を求める必要があったと思われるかという点であるが、こちらまた繰り返しになるが、原因究明委員会の報告書において「当時の技術では当該調査区間のより鮮明な映像を得ることが可能であったとは言えないと考えられる」とされていることから、再調査を実施すれば映像が取得できたとも言えないが、国と連携したハイレベルな対応を図るということも1案であるので、今後こういったことも検討してまいりたいということと考えている。

木下委員

調査全部、今の答えで言うと、いろいろな点が不備という基準だとか、国も含めて、もう想定していなかったというか、技術的にできない部分があったから確認しきれなかったということで、あくまでやるべきことは全力でやって再調査をする必要があったかもしれないけど、やったとしても、今のこんなクリアな撮影ができるようなものもなかったから、もうここは確認しようがなかったというふうにも取れると思う。であるので、本当にもう一度確認させていただくが、県としては、当時の技術でできることの全部を確認して、それで不明確だったところ、ただ、不明確だったところは全部ランクAにするかということが、当時基準がなかったから、ランクAとはしなかっただけで、そういった技術的なものがなかったものが、この事故からいろいろな技術が開発されて、今も開発中だということで、正にこの事故を踏まえて、これから安全基準を高めていく、よりよい技術を開発していくということで、このような事故が再発しないように努めていくというのが、県の基本的な考え、姿勢なのかなと思うがそういう理解でよいのか。

下水道事業課長

今後の技術開発については課題であるし、国の委員会資料においても、明確な診断を行うための点検の実施が難しい状態において、診断における取扱いが明確でなかったとされていることから、この点については全国的な課題であるということで認識をしている。地下深くにある大規模な下水道の点検、調査、改築、更新、こういったものの有効な手法が確立されていないというものについては、全国的な課題であるので、こうしたことを引き続き、国へ発信して、国などと連携、検討してまいりたいということと考えている。

木下委員

- 1 その方向が明確だということであり、改めて3点確認させていただく。県も規定がないからとして、国に求めてこなかった責任はやはりあると思う。しかし、今も答弁もあったように不測の事態の対応を規定していない国も危機管理に対してもやはり盲点があったというのは間違いないと思う。こういうことを踏まえると、今後県としては、不測の事態があった場合に、やはり国にちゃんとこういうところで、我々ができないのだから、もっとこういうこと、何か新しい方法がないかと一緒に国に技術支援を要請できるように連携していく必要がやはり再発を防ぐという点ではあると思う。こういったもの、不測の事態の対応について、県で考えるのか、国を巻き込んで技術支援を得て対応していく考えがあるのか、その見解をお聞かせいただきたい。
- 2 評価基準は、シールド構造の基準を定めていなかったということにも問題がある。これは国もマニュアル改訂をしなかったことということで、国にも課題がある。こういう

基準マニュアルの改定を、技術が向上するためにやはりどんどん追記していくようにしていく。そうしていく責任が、事故現場となった埼玉においてはあると思うので、今後の県の対応と見解をお聞かせいただきたい。

- 3 正に共同開発していくということで、最先端のフィールドがもうこの埼玉県内にあるということだと思う。これは、国の総力で全面協力してもらって、民間とともに研究を進めることが、至極当然だと思われる。この研究が中途半端な研究にならないように、国と一緒に全力で取り組んでもらえると、そういう担保が現在においてあるのかどうか、確認させていただきたい。

下水道事業課長

- 1 繰り返しの部分があり恐縮であるが、国の委員会資料において、明確な診断を行うための点検の実施が難しい状態において、診断における取扱いが明確でなかったとされていることから、この点については全国的な課題であると認識しているので、具体的な対応の検討はこれからになるけれども、県として、不測の事態の対応の必要性、そして、今回の事故で得られた教訓・課題を発信し、国を巻き込んで対応を検討してまいりたいと考えている。
- 2 シールド構造の基準についてであるが、こちら国の委員会の提言においても、診断の基準について、シールド工法によるセグメント、2次覆工の構造を構造に応じた診断基準が設けられていなかったことも課題であるとされていることから、この点も全国的な課題であると認識している。国の動向を踏まえ、県が定める基準類も適切に改善してまいりたいということで考えている。
- 3 共同研究についてであるが、大規模下水道における点検調査や改築更新については、有効な手法が確立していない、このことについても全国的な課題である。このことは引き続き、強く国に伝えていく必要があると考えており、また、国の下水道の新技术の研究開発及び実用化の支援制度として、国土交通省の方で、上下水道一体、革新的技術実証事業というものもあるので、こうしたものの活用も図ってまいりたいということで考えている。

細川委員

- 1 3ページの財源について伺う。相当数な事業費用がかかると思う。一方で、本当に現在進行形で、このエネルギー高であるとか、あるいは建築資材の価格の高騰、また、人件費の高騰など建設工事全体の物価上昇の影響が及んでいる。そこで、現在算出されているこの復旧工事について、こうしたエネルギー高や物価高の影響をどのように織り込んでいるのかお聞かせいただきたい。また今後、工事の資材価格等、大きく変動した場合に、いわゆる物価スライド条項の適用も想定されると思うが、県として、この事業費が膨らむ可能性についてどの程度お考えなのかお示しいただきたい。
- 2 3ページの住民の声や意見書などを踏まえた対応について、公認心理師の話である。先ほど、美田委員の方からも話があったが、個別相談を実施された相談者が6名ということである。以前、いただいたアンケートは相当数の健康的な相談があったかと思うが、6名ということで、県はそのような状況についてどのように評価しているのか。いわゆる周知の在り方や、あるいは相談の名称の分かりにくさなども含めてどのような要因があるか、見解をお伺いする。さらに、住民相談として、よくいただくかわら版があるかと思う。かわら版の2月25日号で、今八潮市が実施している健康相談が案内をされている。そこで伺いたいのが、県としてこの健康相談について、件数とか、あるいは相談

の内容とか傾向とか、そういった事例についてお伺いしたいと思う。さらに、このかわら版には、もう一つ相談の窓口のダイヤルがあって、この電話相談専用ダイヤルが設置されている。これまでに、同様にこちらの方には、どのような内容であるとか、件数、また、こういった相談傾向が多いのかお聞かせいただきたい。

下水道管理課長

- 1 現在算出している復旧工事費、こちら予算額になるけれども、現時点の物価水準により算出した予算額である。予算を基に、事業を執行して契約をしていくわけになるけれども、下水道施設の改築更新については、契約からすぐに終わらないものも多くあるので、これまでも物価状況に応じて、物価スライド条項を適用して変更契約を他の工事でもしてきた。これと同様に、陥没事故の復旧工事の契約にも状況に応じて、物価スライド条項を適用していくことになるかと思う。その上で、現時点で、今後どれくらい事業費が膨らむかというのが質問にあったかと思うが、現時点の水準で、最新の情報で予算を算出しているので、今後についてどの程度というのは現時点では、お答えするものがない。

下水道局副参事

- 2 まず公認心理師による個別相談会の相談者が6名と少ないのではないかと、これをどう考え、捉えているのかということだと思う。心理師による個別相談会については、令和7年11月23日に実施した、硫化水素の健康への影響に関する講演会の際にも相談会を実施予定だということをアナウンスしたところである。また、実施日程が決まった段階で、かわら版と合わせておよそ200メートル範囲内の住民の方々へお知らせ文をポスティングもさせていただいた。さらに、これらについて新聞やテレビでも取り上げていただいたので、広く周知できたものと思っている。相談者が6人だったということの評価については、全体で20の相談枠を設けさせていただいていたが、想定よりも少なかったということは事実である。ただ、相談に来られた方からは、感謝の言葉もあり、一定の効果はあったものと考えている。それから、かわら版の中で、八潮市が実施している、健康相談についての質問である。八潮市保健センターとは、陥没事故関連の相談があった場合には、情報を共有しているが、これまで、5件ほど相談があったと聞いている。詳しい内容は、お話できないが、生活環境の悪化に伴い、持病の悪化だとか、それから、不眠、頭痛、せきなどの体調不良に不安を感じて悩んでおられるとのことで、呼吸器科や心療内科などを案内されたと聞いている。八潮市保健センターとは、こういった情報も共有して、連携して、これからも進めていきたいと考えている。それから、もう一つのかかわら版の中で、電話相談窓口の方の実施状況等についての質問である。電話相談窓口には50件ほど、これまで電話があって、匿名の方だとかを除いて、氏名を名乗られた方の実相談人数は29人である。その主な内容は、体調が悪いが10件が一番多く、続いて、眠れないが7件、せき、ぜんそくなどが7件、吐き気、気分が悪いなどが6件、頭痛が5件、これらは複数回答としてまとめているので、先ほどの人数とは、合わないと思うけれども、そういった状況になっている。これらの相談に対して、因果関係がはっきりすれば、補償することになるので、相談された方には受診されている医療機関などで発行される診断書で、因果関係が明らかになれば、治療費、薬剤費、それから通院等にかかる費用を補償できるということは伝えている。

細川委員

先ほど体調不良等が起こされた方、健康的に良くない方で、いわゆる因果関係が分かれば補償もするというお答えであるが、そういった補償を申告した方とか、あるいは、もう既に補償された方、そういった方というのは何人いらっしゃるのか。

下水道局副参事

現時点ではゼロである。住民の方に、病院の方に相談してみるという方もいたが、現時点では、実際に補償の申込みをされている方はいない。

細川議員

やはりアンケート結果とか、私どもも現地に行って、やはり臭い臭気が強いのを経験したけれども、やはり健康的に具合悪くなって病院行った方はやはり因果関係も含めてあると思う。今回、0件というのは、余りにもちょっと少ないというか、何でそんな0件なのかなと思うが、先ほど、蒲生委員もおっしゃっていたが、丁寧な対応というお話があった。これについて、今後健康的な被害について、今の件数が0件だったことに対して、県としてやはり何とかしなければいけないと思うが、対応について伺う。

下水道局副参事

実際に健康被害に関する、いわゆる申込みがないことについては、もしかしたら実態と離れているのかなというところはあるが、我々としては、丁寧に健康被害の相談があった場合には、同様に、相談を続けていくことしか今はないと思っている。

松坂委員

- 1 複線化ルートについてであるけれども、先ほど来、委員から質問が出ていた。それだけで安全性の確保であったり、点検用マンホールが少なかったということ。そういう中で、回答の中では必要性はこれから検討していくということでお話があった。経費的にも高くなるものでもあるし、工事となると長期化になってくるわけである。実際、管路の点検であったり、新たな調査を掛けて、あそこはチュウ6から中川水処理センターまでの区間だと思うが、管路もちゃんと点検をされていると思う。その中で、老朽管路の更新というのは大変重要であって、やはりそのバイパス管等の必要性ということに、趣旨は否定をするわけではないが、この管路、必要とされるもの、本当にどのようなことでこれが必要なのかということをお伺いしたいと思う。
- 2 営業補償に関してであるが、実際12月のときにも伺ったが、やはり申込み件数が少ないのは、決算期等を経て、その経営に与えた損害を確認してからということで、支払に回すというお話もあった。今回も、多少なりとも受付件数が増えているし、審査件数、受付の半分であるが、もうちょっとこう上げてもらえることが必要ではないかなというふうに思うけれども、その審査過程に当たって、どのようなスキームというか、これがどのようなものかお伺いしたいと思う。私とすれば、スムーズに受け付けしたところには、支払に回れるような体制がとっていただければ有り難いと思う。

下水道事業課長

- 1 口径が大きく、水量が多く、埋設深が深いといった条件に加えて、大きなものとして、汚水を止める有効な手法がないといったところ、これが一つポイントかと思っている。例えば、近くにポンプ場であったり、ゲートがあって、水位を低下させて点検調査が可能であるというような場合あるかもしれないけれども、汚水を止める有効な手法がない

というようなところについては、現状の技術では、修繕改築を行う技術を確立していないので、複線化が必要ということで考えている次第である。

下水道局副参事

2 営業補償について、補償額の算定などについては、補償コンサルタントに委託をお願いしている。職員だと足りない知識もあるので、適正な補償額を算定するために、経験のある補償コンサルタントをお願いしている。そのため、申込み後すぐに、補助金の支払はしたいが、そういった過程があるので、審査までに1か月、若しくは2か月かかってしまうことを理解いただきたい。

松坂委員

必要性についてであるが、中継ポンプ場がないということで話があったが、この上流部は春日部の中継ポンプ場だとは思いますが、ただここにバイパス管を含む複線化するということは、チュウ6から中川までの間のやはり今後の心配があるということで設定するわけだと思うけれども、逆に、それから上流部も同じような状況はあろうかと思う。管路の点検等がやはり重要だと思うが、この辺も認識の上で、複線化ということを提案されているのか。

下水道事業課長

全国特別重点調査等の結果も踏まえて、その必要性について検討してまいりたい。

荒木委員

昨日、事故があった八潮市で、市長とそれから委員長の報告事項に対する報告会があったというふうに伺った。その中で、数々の住民側からの意見や要望、また指摘があったとのことである。まだまだ、今回の事故に対して、対応し切れない部分や救ってあげきれていないことがあるということを、行政と我々政治の側がしっかりと認識をしなければいけないというふうに思っている。そうした相互認識の原点に今こそ立ち返って、住民の課題解決に向けて、お互いに再検証を徹底していくという、こういった考えでよいかどうかまずは確認をさせていただきたいと思う。そして、昨日のそうした指摘、要望についての各論についてであるが、事故から1年以上が経過して、1年間、硫化水素と臭気が見られる環境の中で、住民にしか分からない体調等の変化がある。まずは、水の問題についてであるが、上水道の数値自体は常に正常値である。しかし、硫化水素と臭気を感じながら、飲料水として、炊事や洗濯などをして生活しているのが実情である。専門家等から、今の硫化水素では、身体に影響はないというふうに言っているが、こうした状況が1年続き、住民の身体には何らかの影響が出始めていることから、再検証しなければいけない時期に来ているというふうに考えている。今後、県においては、硫化水素とそうした水道水の問題に、再調査を求めていきたいと思うが、いかがか。また、硫化水素と水の問題で実際に体調を崩している人がいる。先ほど申し上げたとおり、硫化水素と身体に因果関係がないということは、見直す必要があると考える。1年が経過せずに、硫化水素が原因の可能性で腐食やさびが検知されていることから、何らかの原因で体調に影響されることには、因果関係があることを前提にしなければいけない。原因が分からず、医師の診断を受け、診断書が出ない状況が続くと、これは医療機関に通い続けなければならず、医療費が当然にかさんでいくこと、このこと自体を認識していただきたいと思う。そこで診断書が出なくても、支援をしていただきたいと思うが、県としてこの点についていかがお考えか。また、

臭気の数値と体感これは別であると考える必要があると認識している。蓄積されていくほどに、身体に影響するのも研究する必要があると思っている。臭気の濃度を多角的な方法で再調査する必要があると思うが、いかがか。続いて、その他の補償では納得がいかない意見が昨日あったというふうに聞いている。そこで提案であるが、例えば、住民税や固定資産税等の減免や、臭気の対応での空調設備の補助、あるいは水道水が飲めずに飲料水を購入することや、料理の際も使用しなくてはならず、マスク等の生活に係る経費がかさむことから、生活費の支援、補償の対象を広げる必要があると思うが、いかがお考えか。また、先ほどの渡辺委員の質問で振動に対する質問があった。振動による地盤が非常に心配である。まずは、先ほど答弁の中で大きな工事の際には、住民等の不安がないように事前の告知をするという答弁があったが、最後の地盤の埋め戻しの際には、地盤をしっかりと固めた上で、地盤の強化をしなければいけないと思うが、いかがか。また、事故現場周辺では、学校の通学路といったものが、抜け道等の不安な箇所があるというふうに聞いている。調査して、改良できるところは早期に対応し、警備員の配置を含め、これからくる4月からの新学期に備える必要があると思うが、これについてはいかがお考えか。また、飲食店の方々の専門的な対応の説明会を開いていただくことも必要だと思うが、いかがか。そして、これらの住民の方々から寄せられた意見等に対して、早期に対応できるものと準備して再調査することをそれぞれ精査し、県からの報告を求めたいと思うが、いかがか。

委員長

荒木委員、今の質問はすぐではなくて、できることを答弁願い、今後、報告ができるものはしていただくということによいか。答弁をお願いします。

下水道局副参事

昨日の報告会にあった意見、要望、指摘は、私の方も、住民からの意見が聞けるということで、参加させていただき、直接聞かせていただいている。周辺住民や事業者の方々の相談に応じきれていないことはあるということは再認識させていただく。その上で改めて、周辺住民や事業者の方々から意見要望等に対してどんな対応ができるのか、十分に検討していきたいと考えている。報告については、次回等でさせていただければと思う。

【「災害級の事故発生時の対応経費について特別交付税措置を求める意見書(案)」及び「社会資本施設に起因する事故発生時における経済的損失等の補償制度の構築を求める意見書(案)」を本委員会として行う動議についての説明】

荒木委員

ただ今配布した案文の朗読をもって、説明に代える。

「災害級の事故発生時の対応経費について特別交付税措置を求める意見書(案)」である。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道で発生した陥没事故の対応に係る総事業費は、令和8年度当初予算を含め306億円となった。そのうち、120億円は国庫補助金が充当されるが、残りの186億円のうち、県一般会計からの繰り出しが0.9億円、企業債発行が185.1億円となっている。現時点の試算では、企業債に関しては償還時に利金を含め149.6億円の地方交付税措置が見込まれるが、今後見込まれる経費も含め、一般的には120億円を超える費用が中川流域市町の負担となる見込みとなる。そこで本県は、事故のため生じた救助に係る経費や補償費など、受益者負担とすることが適当でないと考えられる経費について、約117.6億円を県一般会計から補助する方針とした。今回の陥没事故は、我が国で誰も経験したことのない災害とも言える事故であり、国庫補助金及び地方交付税による措置がなされるものの、地方自治体の負担は依然として厳しく、国の特段の配慮が求められる。よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 今回の陥没事故の対応に係る事業費については、関係地方自治体の負担も多大になることから、地方交付税（特別交付税）による財政措置など、地方自治体及び住民負担の軽減を図ること。
- 2 災害に比類するような事故により生じた特別な財政需要に対しては、その復旧等に要する経費を特別交付税に関する省令第2条第1項第1号表又は第4条第1項第1号表に掲げる事項として新たに追加するとともに地方交付税総額の充実を図るなど、財政需要に対応した措置が講じられるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続いて、「社会資本施設に起因する事故発生時における経済的損失等の補償制度の構築を求める意見書(案)」である。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道で発生した、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故においては、被害者救出のための土木的措置や復旧工事により、現場周辺の住宅にゆがみやひび割れ等の損傷が発生し、悪臭等により住民の生活上の支障が生じた。また、事故における交通規制や悪臭等の影響により、陥没事故現場周辺の事業者において、事業活動の休止や縮小、事業収益の減少など経済的損失が発生した。この事故に起因する生活上の支障や経済的損失等に対し、周辺住民や事業者（以下「住民等」という。）からは一刻も早い補償を求める声が上がっていたが、現状では速やかな被災者補償に対応する法や制度がないため、県による補償金の支払い開始まで8か月という期間を要し、その間、住民等の不安や経済的苦境が続くこととなった。また、その後も、破損した下水道管から発生する硫化水素の影響と思われる自動車メッキ部品・エアコン室外機等の腐食への対応や、硫化水素による健康不安への対応を求める声が住民等から寄せられ、個別に対応が行われているところであるが、住民によるアンケートでは補償が十分でないとの声も本県議会に寄せられている。下水道などの社会資本施設の老朽化が全国的な課題となっている現在、他の自治体においても同様の事態が生ずる可能性があり、住民等の声を踏まえた補償を速やかに実施できる制度の構築は急務である。よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 社会資本施設に起因する災害規模の事故について、事故現場周辺の住民等に対する速やかな支援を可能とする制度を構築すること。
 - 2 下水道は、国の示す方針の下、国費も充当して整備が行われてきたことに鑑み、今回の陥没事故現場周辺の住民等に対する補償について、国においても更なる支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。